

社会福祉法人上郷保育会評議員・役員報酬額 出張の費用弁償及び支給規程

(報 酬)

第1条 社会福祉法人上郷保育会評議員、理事及び監事「以下役員と言う」には年報酬として別表第1に基づき毎年度予算の定めるところによりこれを支給する。

(報酬の支給方法)

第2条 第1条の規程による報酬の支給については、毎年度末に支給する。
但し年度中1回も出席しないものには、その期間分はこれを支給しない。
2 その任期が1年未満の役員に対しては、月割をもって計算した報酬額を支給する。

(出張の費用弁償)

第3条 役員が職務の為出張するときは、出張に要する費用弁償として別表第2によりこれを支給する。

(鉄道賃、車賃の支給方法)

第4条 鉄道賃、車賃は順路によりその経路を通算してこれを支給する。
但し、地区内は原則として車賃はこれを支給しない。
2 鉄道賃は急行を利用しなければならない場合はその料金を加算する。(視察旅行を除く)

附 則

この規程は昭和62年1月30日より施行する。

平成4年3月23日改正。

平成4年4月1日より施行する。

平成22年4月1日改正。

平成29年4月1日一部改正。

評議員、役員及び職員に関する慶弔内規

社会福祉法人上郷保育会役員及び職員に関する慶弔内規を次のように定める。

記

種 別	金 額	備 考
結 婚	20,000 円	
出 産	10,000 円	
入 院	10,000 円	但し 10 日以上入院
死	本 人	20,000 円 現、旧理事長、園長・・・平辞 評議員、理事、監事・・・平電 職員・・・園長平辞
	配 偶 者	10,000 円
	両 親	10,000 円
	子	10,000 円

以上のように金円を差上げることとするも内容によって必要ある場合は、理事長が決める。

※ 役員、職員退職時に感謝状と記念品贈呈

この内規は昭和 63 年 4 月 1 日より施行する。

この内規は平成 11 年 4 月 1 日より施行する。

この内規は平成 29 年 4 月 1 日一部改正。

別表第1 (報 酬)

職 名	支 給 額 (年 額)	概 要
理 事 長	50,000 円	
評 議 員	5,000 円	
理 事	5,000 円	
監 事	5,000 円	

別表第2 (出張の費用弁償)

種別	鉄道賃	車賃 1 kmにつき	日当	宿泊料
費用弁償	普通車料金	40 円	5,000 円	実費